

佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第4条第1項第17号に掲げるたこつぼ漁業につき、
佐賀県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業 [長崎県入漁許可]	別記 操業区域	4月1日から 8月31日まで	制限なし	23隻	(1) 長崎県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 長崎県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号の いずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

別記 操業区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線以西の佐賀県海域。

- ア 佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端
- イ 佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点
- ウ 佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点
- エ 長崎県壱岐市石田町筒城崎東端

2 申請すべき期間

令和8年2月2日から令和8年2月27日まで